

【ほとめく】(福岡の方言)
身近な人を心を込めて歓迎する

ヘルプステーション

ほとめき



ご利用案内

福岡市早良区原

「ヘルプステーションほとめき」は
訪問介護・居宅介護・重度訪問介護のサービスを提供する介護事業所です。

ヘルパーステーションほとめきが **介護保険** で提供するサービス

訪問介護

要介護 **1 2 3 4 5**

ホームヘルパーが居宅を訪問します。入浴・排せつ・食事などの**身体介護**や調理・洗濯・掃除などの**生活援助**をします。



1回あたりの利用者負担のめやす

- 身体介護をおもに利用 **422円**(30分~1時間未満)
- 生活援助をおもに利用 **194円**(20分~45分未満)

※利用料金は1回あたりの目安であり、要介護度、利用回数、処遇改善加算等の金額の合計によって変わります。利用料金の詳細は、ケアマネジャーが毎月作成するサービス利用票に記載されています。サービス実施後に請求書を作成しておりますのでご確認ください。

介護予防型訪問介護

要支援 **1 2**

利用者が自力で行うことがむずかしいこと、家族や地域の支援などが受けられない場合のサービスです。

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの**身体介護**、調理・洗濯・掃除などの**生活援助**をします。



1回あたりの利用者負担のめやす

- 週1回程度の利用 **1,250円**
- 週2回程度の利用 **2,499円**
- それ以上の利用 **3,964円**

要支援 **2** の方が対象



生活支援型訪問介護

要支援 **1 2**

ホームヘルパーが居宅を訪問し、買い物支援・調理・洗濯・掃除などの**生活援助**を行います。



1回あたりの利用者負担のめやす

- 週1回程度の利用 **876円**
- 週2回程度の利用 **1,750円**
- それ以上の利用 **2,775円**

要支援 **2** の方が対象



サービスご利用までの流れ



1 サービスの依頼

訪問介護を利用する旨を、ケアマネジャー、または、利用者の方、またはそのご家族の方よりご連絡ください。

2 ご自宅を訪問

「ほとめき」のサービス提供責任者が訪問し、利用者の方にお会いします。ケアマネジャーとともに、サービス内容を確認します。

3 契約

サービス内容と費用の負担などについて、わかりやすくご説明します。ご質問、ご要望など、ご相談ください。

4 サービスの提供

専門資格を持ったスタッフがサービスを提供します。



ケアマネジャーとは

介護保険制度に基づき、要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるように介護サービス計画(ケアプラン)を作成する専門職(介護支援専門員)のことです。

ホームヘルパーとは

ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいて、高齢者や障がい者の自立した生活を手助けします。



「ほとめき」のこだわり

- 介護福祉士が50%以上を占めています。
- 責任者がサービスに同行します。
- 担当者が安定して長期間業務に就けるよう、介護職員の処遇改善をはかります。



居宅介護サービス

障がい支援区分①以上

入浴・排せつ・食事などの**身体介護**、調理・洗濯・掃除などの**家事援助**、また生活に関する相談・助言など・生活全般にわたる援助を行います。



入院・入所した場合は利用できません。

サービスに含まれる家事援助の一例

- ・生活必需品の買い物
- ・区役所・学校など関係機関との連絡
- ・シーツや布団カバー交換
- ・通院のときの介助(介護タクシー)
- ・衣服のアイロンがけ、衣替え、ボタンつけ
- ・ゴミ出し(単身世帯の場合)
- ・医療機関での薬の受け取り
- ・郵便物・回覧板などの代読・手紙の代筆

サービスに含まれない援助の一例

- ・利用者以外の方の生活に関わる援助

重度訪問介護サービス

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより、常時介護を要する方へのサービスです。

入浴・排せつ・食事などの**身体介護**、調理・洗濯・掃除、などの**家事援助**、また生活に関する相談・助言など・生活全般にわたる援助、外出時の**移動支援**を行います。

福岡市の利用者が負担する月額(上限)

市民税非課税世帯の負担額は、0円です

負担月額は、「障がい者世帯」は本人及び配偶者の収入で決定します。「障がい児世帯」は住民票上の世帯員の収入で、「20歳未満の入所者」は保護者等の収入で決定します。

市民税課税世帯の場合	在宅・日中活動系・居住系サービス(施設入所支援を除く)	居住系サービス(施設入所支援)
●市民税所得割額の合計が16万円未満の人(障がい児世帯は同28万円未満)	9,300円 (4,600円)	37,200円
●市民税所得割額の合計が16万円以上の人(障がい児世帯は同28万円以上)	18,600円 (18,600円)	



移動支援



区役所や病院への外出で介護者が同伴できない場合のサービスです。

ヘルパーが一对一で外出に付き添い、排せつ・食事などの介護を行います。また、衣服の着脱など、外出するときに必要な援助も行います。

●徒歩や公共交通機関を使つての移動となります。

※平成30年度の税制改正前の市民税所得割の税率(6%)により算定した額

ヘルパーステーションほとめきでは**感染予防対策**を徹底しています。

月に一回程度、スタッフ全員で「新型コロナウイルス感染症に関する学習会」を行っております。また、福岡市や県の介護保険課や障害福祉課と連携を取り、時勢に合わせた情報を得ながら、対策を徹底しています。

体温測定の徹底

サービス開始前のヘルパーの検温報告

体調不良時の迅速な対応



ヘルパーやその家族の方の体調不良時は保健所と連携し自宅待機とする。

外出自粛の徹底

全職員の不要不急の外出自粛

ヘルパーの直行直帰による直接接触の回避

ヘルパー同士が不特定に接触しないように事務所ではヘルパーの直行直帰を徹底。一人の利用者にできるだけ固定のヘルパーが支援できるようにスケジュール調整を常に行っています。ヘルパーが急遽休みになった場合は担当のサービス提供責任者が伺います。また、オンライン業務管理で非接触を徹底しています。



全職員にマスク、アルコール消毒の支給

また、利用者宅にて、アルコール消毒の設置をお願いしています。



サービス中の換気の徹底

感染症予防のため、サービス中の換気をお願いと徹底。

事務所備品などを清潔に管理する

事務所の朝夕掃除徹底。事業所使用車は個別使用とし、職員の移動手段の個別化を図る。

「ヘルパーステーションほとめき」事業所情報

実施法人

合同会社大王薬樹

平成30年12月18日法人登記完了済

事業所名

ヘルパーステーションほとめき

令和元年5月1日事業所開設

連絡先

〒814-0022

福岡市早良区原1-3-5-9

アイリス原105号

092-707-7939(FAX)

☎092-707-7938

※日曜は留守電対応となります。祝日は対応しています。

事業所の営業時間

9時から18時まで(月曜日～土曜日)

※12月29日～1月3日は休みとなります。

事業所の交通案内

〈地下鉄ご利用の場合〉

福岡市営地下鉄空港線「藤崎駅」下車
藤崎駅にて西鉄バス(2番)乗り換え
「原1丁目」バス停下車。徒歩10分

〈バスご利用の場合〉

西鉄バス「原1丁目」バス停下車。徒歩10分

実施事業

●介護保険法

・訪問介護、介護予防型訪問サービス

事業所番号:4071404430

・生活支援型訪問介護

事業所番号:40A1400399

特定事業所加算Ⅱ、特定処遇改善加算Ⅱ、
処遇改善加算Ⅰ取得済

●障がい者総合支援法

・居宅介護、重度訪問介護

事業所番号:4011001130

特定事業所加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅰ、
処遇改善加算Ⅰ取得済

・移動支援事業

事業所番号:4061001139

事業所案内図



だいおうやくじゅ 大王薬樹に願いを込めて 「have to」から「want to」のサービスへ



私たちの会社名「大王薬樹」は、枇杷の樹の別名です。古来民間療法として親しまれてきた枇杷。昔からある知恵を生かし、長寿や健康を広く社会に届けていきたいと考え名付けました。

当社の主な事業は介護保険や障がい者総合支援法などに基づいた訪問介護事業や居宅事業、重度訪問介護事業

です。広義の「介護」とは、いわば「知恵の結晶」です。高齢者介護、障がい者介護の知恵の積み重ねに基づいた、有用なサービ

スを提供していきたいと考えています。

「大王薬樹」は、長く介護に携わってきた者たちで作った会社です。「健康寿命を延ばす」「疾病や障がいがあっても地域で自立した生活を送る」「当事者や家族が力を得るための支援を行う」などを目標に掲げています。「最低限すべき」(have to) サービスから、「こうありたいという当事者とその家族の理想を掲げた」(want to) サービスへ。

皆様の健康と幸福に貢献することを心から望んで社員一同励みます。

平成30年12月18日 合同会社大王薬樹 社員一同